

2023年5月29日

各位

不動産投資信託証券発行者名 大和証券リビング投資法人
東京都中央区銀座六丁目2番1号
代表者名 執行役員 浦田 喜雄
(コード番号:8986)
資産運用会社名 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 西垣 佳機
問い合わせ先 コーポレート本部 部長 安住 健太郎
Tel. 03-6757-9680

金利スワップ契約締結に関するお知らせ

大和証券リビング投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、本日、下記のとおり、金利スワップ契約を締結しましたので、お知らせいたします。

記

I. 金利スワップ契約締結の理由

金利上昇リスクをヘッジするため既存の変動金利借入金の一部総額 2,900 百万円について、支払金利を固定化することです。

II. 金利スワップ契約の内容

借入先	想定元本 (百万円)	相手先	金利等		開始 予定日	終了 予定日
			固定 支払金利	変動 受取金利		
株式会社りそな銀行	500	野村證券 株式会社	0.4505%	全銀協3ヶ月 円 TIBOR (注1)	2023年 5月31日	2028年 4月28日
株式会社西日本シティ銀行	900			全銀協3ヶ月 円 TIBOR (注2)		2028年 3月31日
株式会社みずほ銀行	1,000		0.3775%	全銀協3ヶ月 円 TIBOR (注1)		2027年 4月30日
株式会社武蔵野銀行	500					

(注1) 各年の1月、4月、7月及び10月の各末日及び終了予定日を金利支払日(当該日が営業日でない場合は翌営業日とし、翌営業日が翌月になる場合にはその前営業日)とします。変動受取金利は、利息の計算期間開始日の2営業日前に公表される全銀協3ヶ月円 TIBORに基づき算出します。なお、全銀協3ヶ月円 TIBORは一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関のホームページ(<http://www.jbatibor.or.jp/rate/>)をご参照下さい。

(注2) 各年の3月、6月、9月及び12月の各末日及び終了予定日を金利支払日(当該日が営業日でない場合は翌営業日とし、翌営業日が翌月になる場合にはその前営業日)とします。変動受取金利は、利息の計算期間開始日の2営業日前に公表される全銀協3ヶ月円 TIBORに基づき算出します。なお、全銀協3ヶ月円 TIBORは一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関のホームページ(<http://www.jbatibor.or.jp/rate/>)をご参照下さい。

III. 変動金利借入に対する本件金利スワップ契約締結後の支払金利

借入先	借入金額 (百万円)	変動金利	固定化後の 支払金利	借入日	返済期限
株式会社りそな銀行	500	全銀協3ヶ月 円 TIBOR+0.4575%	0.9080%	2020年 10月30日	2028年 4月28日
株式会社西日本シティ銀行	900	全銀協3ヶ月 円 TIBOR+0.4325%	0.8830%	2022年 4月28日	
株式会社みずほ銀行	1,000	全銀協3ヶ月 円 TIBOR+0.4075%	0.8525%	2023年 3月31日	2028年 3月31日
株式会社武蔵野銀行	500	全銀協3ヶ月 円 TIBOR+0.4075%	0.7850%	2022年 4月28日	2027年 4月30日

IV. 今後の見通し

本金利スワップ契約締結による2023年9月期(2023年4月1日～2023年9月30日)及び2024年3月期(2023年10月1日～2024年3月31日)における運用状況への影響は軽微であり、運用状況の予想への影響はありません。

V. その他

本金利スワップ契約締結に係るリスクにつきましては、2022年12月21日提出の第33期有価証券報告書における「投資リスク」から重要な変更はありません。

以上